

厚木市健康づくり村推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市の地域活性化を推進し、及び支援するため、地域団体が行う健康づくり村推進事業に対し健康づくり村推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり村推進事業 地域の自然、文化、歴史等の観光資源を活用し、市民等の健康増進を目的として実施する事業とする。
- (2) 地域団体 地域の活性化を目的として市のまちづくりに関する政策を具現化するために組織された団体をいう。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象とする経費は、地域団体が行う健康づくり村推進事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地域団体の運営事務費
- (2) イベント等の運営費
- (3) アドバイザー等に係る人件費
- (4) その他目的達成に必要な事業費

2 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めた書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員名簿
- (2) 規約、会則等
- (3) 経費の内訳等を記載した書類

(事業実績報告書の添付書類)

第5条 規則第10条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業、会議等の記録
- (2) 経費の内訳等を記載した書類

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。